

特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区平尾2丁目3番地15号303号室福岡漢語学院内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に來ている外国人にボランティア観光案内を主とする支援活動を行い、日本の良さ・日本人の美德を世界に発信するとともに、日本と世界各国の市民レベルの交流により相互理解を深めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ボランティアガイドを育成することに関する事業
- ② 外国語旅行案内の資料を作成する事業
- ③ 外国人観光客へのボランティアガイドとビジネス・勉強等の目的に日本に來る外国人への支援活動を行う事業
- ④ 日本の歴史・文化・生活を紹介する等市民レベルの交流の場を提供する事業
- ⑤ 外国語レベルを高めるため、外国の歴史・文化を理解するため、外国研修旅行を企画・実施する事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して任意に支援金の提供等の支援活動に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める年会費を毎事業年度当初に納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号に一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は退会しようとする場合には、別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号に一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上 7名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免するものとする。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集するものとする。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知するものとする。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出するものとする。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって開会することができる。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名又は記名、押印するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議あったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集するものとする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長または出席した理事の中から理事長の指名する者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が署名又は記名、押印するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長若しくは理事長が指名する者が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長または理事長の指名する者が作成し、総会の議決を経るものとする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経るものとする。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長の指名する者が作成し、理事長の承認を得て監事の監査を受けた後、

総会の議決を経るものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経るものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産の譲渡については、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石下 秀臣
副理事長	李 霜華
副理事長	實藤 文裕
理事	間 祐一
監事	中野 正則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の正会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 個人の年会費 | ¥5,000円 |
| (2) 団体の年会費 | ¥10,000円 |

(附則)

1 この定款は、福岡市長の認証を受けた日(2014年 月 日)から施行する。

2026 年度事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会

1 事業実施の方針

観光客に地域の魅力を正しく伝え、相互理解を深めることを重視している。活動中、外国語で、正確で分かりやすい説明を行い、相手の文化やニーズに応じて柔軟な対応を心掛けている。また、安全面や時間管理にも十分注意し、観光客に安心して観光を楽しんでもらうことは大切なことだと思う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ボランティアガイドの育成	外国語で観光地を紹介する研修	毎週日曜日	太宰府天満宮	4人	20人	8
ボランティアガイド	現地ガイド	10時～13時		12人	2000人	35
外国語旅行案内の資料を補充	日本語の最新情報を外国語に訳し、観光客に説明	不定期	関係者の家	4人	若干	0
外国人への支援	学習・生活についての相談、語学の支援等々	随時	教室	多数	多数	0
研修旅行を企画して、実行	外国で、ガイド自身の勉強、見学	秋 正月休み	中国 韓国	1人 3人	15人 10人	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	予定なし	/	/	/	/

2027 年度事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会

1 事業実施の方針

観光客に地域の魅力を正しく伝え、相互理解を深めることを重視している。活動中、外国語で、正確で分かりやすい説明を行い、相手の文化やニーズに応じて柔軟な対応を心掛けている。また、安全面や時間管理にも十分注意し、観光客に安心して観光を楽しんでもらうことは大切なことだと思う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ボランティアガイドの育成	外国語で観光地を紹介する研修	毎週日曜日	太宰府天満宮	3人	20人	6
ボランティアガイド	現地ガイド	10時～13時		10	2500人	45
外国語旅行案内の資料を作成	日本語の資料を外国語に訳す	不定期	関係者の家	5人	若干	0
外国人への支援	学習・生活についての相談、語学の支援等々	随時	教室	多数	多数	0
研修旅行を企画して、実行	外国で、ガイド自身の勉強、見学の勉強、見学	正月休み お盆休み	中国	3人	15人	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
物品販売事業	実施予定なし	/	/	/	/

2026年度 活動予算書

2026年 4月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費	30,000	45,000	
2 受取寄附金	0		
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等	0		
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
〇〇事業収益	0		
△△事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			45,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	8,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	35,000		
地代家賃	0		
その他経費計	0		
事業費計		43,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計			
経常費用計			43,000
当期経常増減額			2,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			2,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			67,176
次期繰越正味財産額			69,176

2027年度 活動予算書

2027年 4月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人福岡国際ボランティア活動会
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	25,000	
賛助会員受取会費	30,000	55,000
2 受取寄附金	0	0
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等	0	0
受取民間助成金	0	0
受取補助金	0	0
4 事業収益		
〇〇事業収益	0	0
△△事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計		55,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
通勤費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	0	
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	6,000	
通信運搬費	0	
消耗品費	45,000	
地代家賃	0	
その他経費計	0	
事業費計		51,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
印刷製本費	0	
消耗品費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
修繕費	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		
経常費用計		51,000
当期経常増減額		4,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		4,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		69,176
次期繰越正味財産額		73,176